

米原市 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

令和5年
4月1日
スタート



米原市では、市民一人ひとりが人権を尊重し、
多様な価値観を認め合う社会の実現を目指すため、
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始しました。

【米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは】

戸籍上の性別に捉われず、お互いを人生のパートナーとして助け合い、協力しあって生活を共にすると約束した、一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、パートナーであることを市に宣誓し、宣誓したことを市が証明するものです。また、宣誓者にお子様などがいらっしゃる場合、ファミリーとして併せて宣誓することができます。この制度は、法律上の権利・義務が生じるものではありませんが、制度を通して、市民のみなさまの性の多様性への理解が深まり、誰もが人生のパートナーや大切な人と安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すものです。

性的マイノリティとは

「からだの性」（戸籍上の性）と「こころの性」（自認する性）が異なる人、性的指向が同性（または両性）に向いている人をいいます。性的マイノリティの総称の一つとしてLGBTQがあります。LGBTQは、レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシャル（両方の性を好きになる人）、トランスジェンダー（からだの性とこころの性が異なる人）、クエスチョニング（自分の性のあり方についてわからない、迷っている、決めたくない）の頭文字を組み合わせたものです。

市民・事業者の みなさまへ

多様な価値観を尊重し合うことは、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりにつながります。性の多様性やさまざまな家族のあり方について理解を深めていただくとともに、事業者のみなさまには、制度の趣旨をご理解いただき、本制度を活用できる機会が増えますよう、ご協力をお願いします。

《事前予約・お問合せ》 米原市人権政策課

電話 0749-53-5167・FAX 0749-53-5148

mail jinsui@city.maibara.lg.jp

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の手続き



宣誓される方は、次の要件をすべて満たす必要があります

1. 宣誓をされる1人または2人が性的マイノリティである
2. 2人が成年である
3. 宣誓をされる2人または1人が市内在住(2人とも市外在住の場合は、宣誓の日から3か月以内に1人または2人が市内に転入の予定)である
4. 婚姻をしていないまたは他の方とパートナーシップ関係にない
お互いが近親者の関係にない
5. ファミリーシップを宣誓する場合は、対象のお子様等が宣誓をする1人または2人と生計が同じである

宣誓に必要な書類

1. 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書、転入予定の方はその事実が確認できるもの(いずれも3か月以内に発行されたもの)
2. 戸籍全部事項証明書、独身であることが確認できる書類(いずれも3か月以内に発行されたもの)
3. ファミリーシップ対象のお子様等との関係がわかる書類および生計が同一であることがわかる書類
4. 本人確認書類(個人番号カード、運転免許証等)

宣誓の流れ

1. 宣誓日の予約...宣誓希望日の7日前までに電話、メール等で事前予約をしてください。(平日午前9時～午後5時、※12月29日～1月3日は受付できません)
2. 宣誓...事前に予約した日時に必要書類をお持ちのうえ、宣誓される2人でお越しください。
3. 宣誓書受領証等の交付...約1週間後、宣誓書受領証、宣誓書受領証カード等を交付します。

※詳しくは、市公式ウェブサイトまたは
米原市パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓制度ご利用の手引きをご覧ください



宣誓書受領証等の効果・活用

法的な効力はありませんが、宣誓した二人の関係性を記載した公的書類として、医療機関での家族としての対応、携帯電話の家族割、航空会社の家族で共有できるマイルの適用、生命保険金の受取人の適用、企業の慶弔休暇・家族手当等の福利厚生への活用などが期待されます。

さらにサービスの拡大に向けて周知啓発に取り組むとともに、市民のみなさまの性の多様性への理解が深まり、誰もが人生のパートナーや大切な人と安心して暮らすことができるまちを目指します。